

資 料 提 供

令和 8 年 3 月 26 日(木)

課 名：監査委員事務局

担当者：岡本

電話：082-513-5113

令和 7 年度包括外部監査結果の報告に係る資料について

1 令和 7 年度包括外部監査結果報告書（概要版）

2 令和 7 年度包括外部監査結果報告書

3 包括外部監査のテーマ

広島県の産業イノベーション推進に関連する事業に係る財務事務の執行及び
事業の管理について

(参考)

問い合わせ先

1 監査内容について

包括外部監査人 弁護士 ^{くるまもと}車元 ^{しん}晋 氏

場 所：外部監査人執務室

(広島市中区基町 10-52 広島県庁東館 8 階)

(電話：0 8 2－2 2 8－9 9 2 6)

3 月 26 日（木）は、記者発表終了後から午後 5 時頃まで待機しています。

3 月 27 日（金）以降は、次へご連絡ください。

中根・車元法律事務所

広島市中区上八丁堀 5 番 2 号

和光 KMビル 501 号

電話：0 8 2－2 2 4－0 2 9 7（代）

2 外部監査制度について

監査委員事務局 岡本

(電話：0 8 2－5 1 3－5 1 1 3)

(参考)

外部監査制度について

《外部監査制度の概要》

- 1 平成9年に地方自治法が改正され、外部監査制度が設けられた（平成10年10月1日施行）。

この制度は、知事が、県の組織に属さない外部の専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）を外部監査人として契約を締結し、監査を受けるというものである。

- 2 外部監査には、包括外部監査と個別外部監査とがある。

包括外部監査とは、知事と契約した外部監査人が自らテーマを決定し、財務監査を行うものである。

個別外部監査とは、知事、議会、あるいは住民から請求又は要求のあった案件について、外部監査人が監査委員の監査に代えて、契約に基づく監査を行うものである。

- 3 都道府県、指定都市及び中核市は、包括外部監査の契約を毎年度締結しなければならない。

- 4 包括外部監査人は、補助者を選定し、補助者とともに監査を実施する。

包括外部監査人は、契約期間中に、包括外部監査の結果に関する報告を決定し、知事、議会、監査委員等へ提出しなければならない。

報告を受けたときは、監査委員は、これを県報に登載して公表する。